



KAWASAKI CITY

## 環境アセスメントに係るお知らせ

平成23年10月31日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき（仮称）川崎片平霊園建設に係る条例環境影響評価準備書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	宗教法人 長尾寺 川崎市宮前区神木本町4丁目15番20号 代表役員 遠藤 清門
	指定開発行為の名称	（仮称）川崎片平霊園建設
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区片平字金井原1515-1他19筆
	指定開発行為の目的	墓地の新設
	指定開発行為の内容	区域面積：約23,486.7㎡ 墓地：2,372区画（4,038.0㎡）
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成24年2月 完了予定：平成24年9月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成23年10月31日（月）から 平成23年12月14日（水）まで 時間 川崎市：午前8時30分から午後5時まで 町田市：午前8時30分から午後5時まで （土曜日、日曜日および祝日は除きます。ただし、麻生区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。また、鶴川市民センターでは土曜日、日曜日を含め午前8時30分から午後10時まで縦覧を行います。ただし、第3月曜日は午前8時30分から午後5時まで縦覧を行います。） 上記期間中、本市ホームページにて標記条例準備書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>
	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 町田市：鶴川市民センター及び環境資源部環境保全課（境川クリーンセンター）
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成23年12月14日（水） （郵送の場合は、平成23年12月14日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156